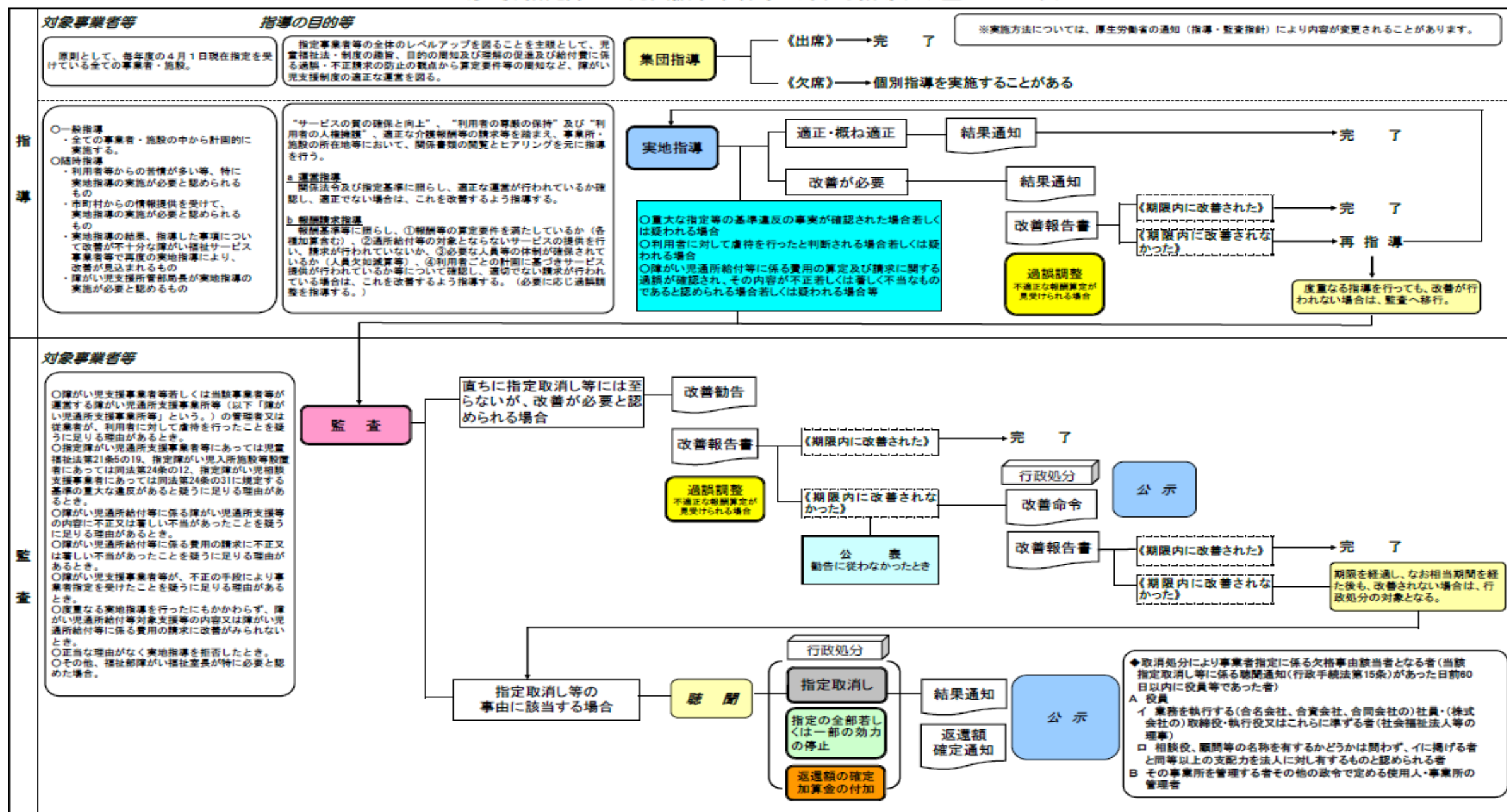


令和 6 年度 障害児支援事業者等集団指導

令和 6 年12月 寝屋川市指導監査課

(参考)指定障がい児支援事業者等に対する指導及び監査フロー図



説明する内容について

- ①業務管理体制の整備と届出事項
- ②情報公表制度について
- ③主な指導事項について
- ④最近の基準改正事項について
- ⑤令和6年の報酬改定について
- ⑥ガイドラインの改正、その他注意事項について
- ⑦虐待防止に向けての取組み

業務管理体制の整備と届出

- ・平成24年から届出が義務化
- ・事業者が整備する業務管理体制

事業所数 1～19か所	事業所数 20～99か所	事業所数 100以上
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
		自主監査の実施

※事業所数は、サービスごとに数える。

- ・寝屋川市内のみに事業所を有する場合は、「寝屋川市」に届出。それ以外は、届出先が大阪府又は厚生労働省。所管が変更となる場合は、旧所管及び新所管の双方に届出が必要。
- ・法令遵守責任者を変更した場合は、変更届の提出が必要。
- ・対象事業者には、運営指導と一体的に一般検査を実施している。

情報公表制度について

- 利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的としている。
- 寝屋川市に登録用紙を提出後、WAMNETからの通知に従い、提供するサービスの内容等を事業者が報告。
- 報告後、WAMNETを通じて情報が公表されます。

※令和6年度から、**未実施の事業者には減算が適用**されています。

※情報公表がされていない事業者は、速やかに、市指導監査課まで申し出てください。

行政処分事例について

- 行政処分の理由のうち、最も多いのは、「不正請求」
- 事業別では、障害者向け、障害児向け合わせた中で、「放課後等デイサービス」が1位、児童発達支援が2位
(令和2年度厚生労働省調査)
- 不正請求
 - 架空請求（サービス提供をしていない）
 - 水増請求（不正に加算を算定するなど）
- その他、人員基準違反や、虐待があった場合などは、厳しく対処しています。

各種マニュアルの整備・報告等様式の整備

- 感染症対応、事故発生時の対応、苦情への対応など

「従業員が個々で対応」・・・×

「事業所が組織的に対応」・・・○

そのために、

各種マニュアルの整備、記録の様式の整備が大切です。

- 事故報告や苦情の報告を受けたときは、その内容について、従業員に周知し、従業員間で再発防止策の検討をしてください。

事故発生時の対応について

- 事故が発生した場合は、必要な措置（医療機関への搬送など）を講じた上で、速やかに家族等へ連絡する。
- 事故等については、軽微なものであっても必ず記録をする。
- 記録の際には、要因分析、再発防止のための取組みを事業所全体で行う。
- 事故の内容によっては、損害賠償などを行う。
- 自治体への報告を行う。

※自治体への報告が必要な事故の一例

死亡事故、意識不明、治療期間が1か月を超えるケガ、誤食、誤薬、集団感染、利用者の行方不明（行方不明の時間は問わない）

児童発達支援管理責任者の資格について

- ・令和3年度までに基礎研修を修了した者については、実践研修受講前であっても基礎研修修了日から3年間は児童発達支援管理責任者としてのみなし配置が可能であるため、みなし配置をした。

→その後、3年間経過後も実践研修を受講していない事例

- ・やむを得ず児童発達支援管理責任者が欠けた場合のみなし配置の手続きをとった。

→その後、みなし配置期間経過に児童発達支援管理責任者を配置できていない事例

- ・旧体系の児童発達支援管理責任者研修により、配置された。

→その後、更新研修を受講していない事例

これらの事例に該当する場合は、

「児童発達支援管理責任者が未配置」＝人員基準違反

※人員欠如に関する減算に該当する場合は、児童指導員等加配加算の算定ができません。

その他運営指導においてみられる主な要改善事例

- ・ 人員配置が適切になされていない、人員配置に係る加算の算定が誤っている。
- ・ 重要事項説明書と、運営規程との内容に整合性がとれていない。また、重要事項説明書、運営規程が実態と相違している。
- ・ 利用者の受給者証の内容を確認していない。写しを取得していない。
- ・ 受給者証記載事項について、契約内容報告書の提出をしていない。
- ・ 従業者に対する研修が実施されていない又は不十分
- ・ 提供するサービスに係る重要事項が提示されていない。

※詳しくは、お配りしている「令和5年度実地指導における主な指導事項」をご確認ください。

R3制度改正① 勤務体制の確保

- 事業者に対するハラスメント防止策の義務化（R 4～）

次の2つの取組みが、必ず必要です。

1 ハラスメント防止のための指針の整備

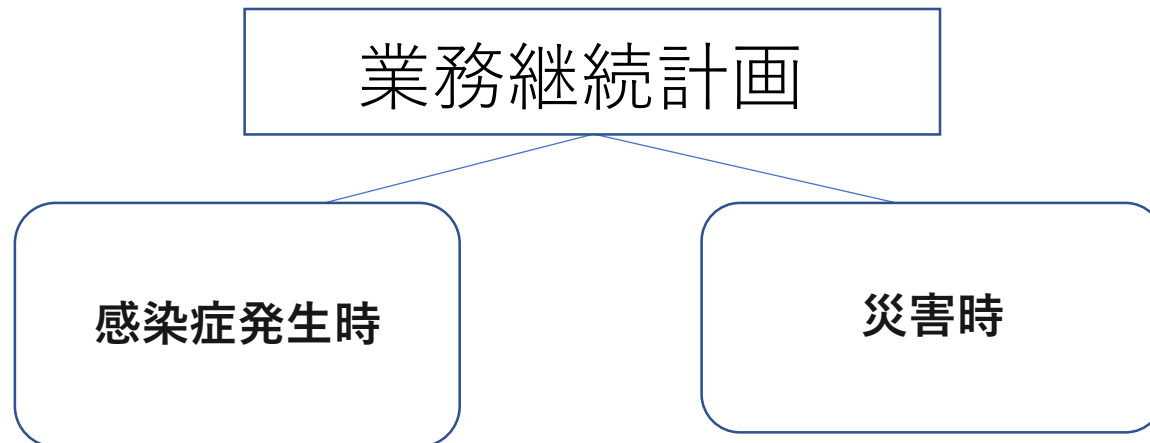
→職場におけるハラスメント対策について、事業者として取り組むための方針、姿勢、ハラスメントに悩む職員の相談方法などを規定し、従業者へ周知をする。

2 ハラスメント防止のための体制の整備

→相談窓口の設置、組織的に解決するための体制の整備

R3制度改正② 業務継続計画の策定

- ・各事業者においては、感染症や災害が発生した場合でも、利用者にとって必要なサービスが継続的に提供できるようにするため、あらかじめ、計画を策定し、体制を構築する必要があります。
 - ・計画を策定していない事業者は、令和6年4月からは、一部サービスを除き、**「業務継続計画未策定減算」が適用**されます。
- なお、令和7年3月31日までは、減算の緩和措置があります。

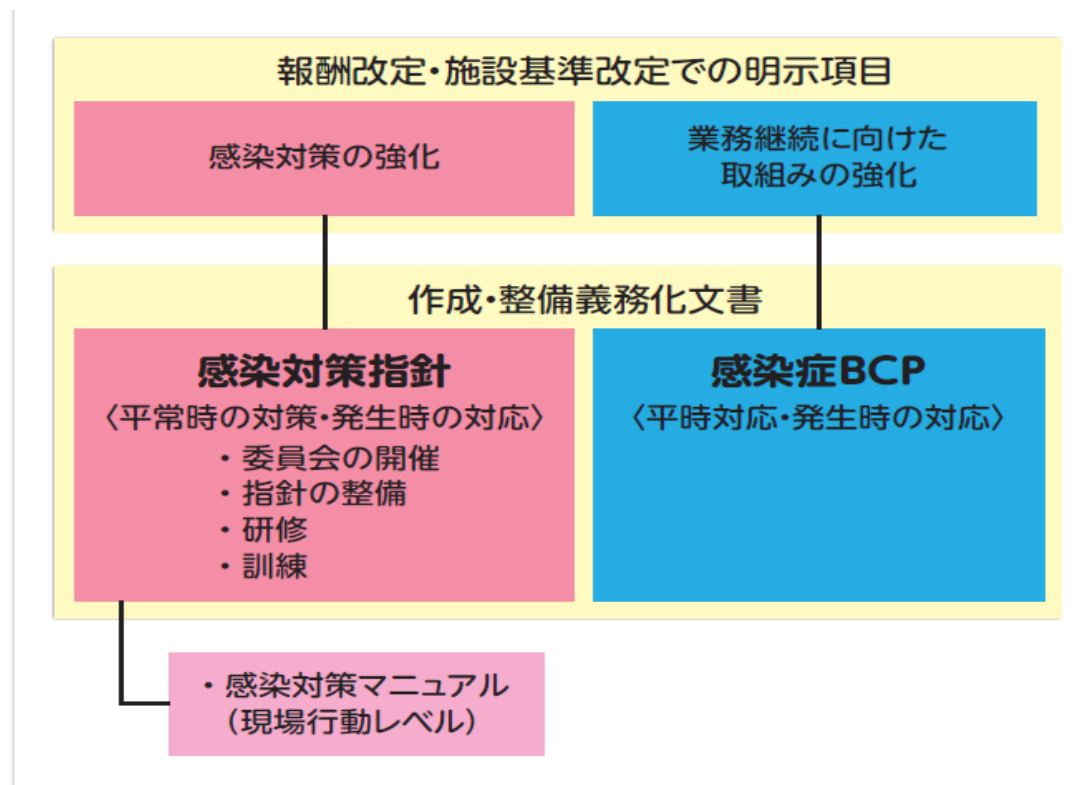


自然災害（地震・水害等）BCPのフローチャート



障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）より抜粋

R3制度改正③ 衛生管理について



< 目的 >

- ・ 感染対策指針：感染対策に関する基本的な方針
- ・ 感染対策マニュアル：現場の行動レベルでの具体的な対策方法を示す
- ・ 感染症BCP(業務継続計画)：感染症発生時における業務継続

感染症対策委員会の設置

→メンバーは、幅広い職種により構成
3か月に1回又は必要時随時開催
オンライン開催も可能

感染症予防等対策指針

→平常時の対応と、感染症発生時の対応を決める

感染症予防等の研修・訓練実施

→年に2回以上

令和 5 年に施行された改正事項について

- 1 安全計画の策定（全事業）
- 2 送迎等の自動車運行時の児童の確認（全事業）
- 3 送迎車への安全装置の設置（児発・放デイ）

施行日→令和 5 年 4 月 1 日

1 安全計画の策定について（4事業）

・障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を行う事業者が対象となります。

【義務化の内容】

☆障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、事業所における安全に関する事項についての計画を策定します。

☆策定した安全計画は、従業者に周知するとともに、研修や、訓練を定期的に実施してください。

☆利用児童の保護者に対しても、安全計画に基づく取組みについて、お知らせしてください。

☆策定した安全計画については、定期的に見直しが必要です。

2 送迎等の自動車運行時の児童の確認

各事業所において、事業所外の活動や、送迎など、児童を乗車させて自動車を運行するときは、児童が乗り降りする際に、点呼などにより、乗ったときに児童の名前、人数を確認し、また、降りたときにも児童の名前と人数を確認し、児童全員の所在の確認をしてください。

毎回の自動車利用時には、必ず確認を行うことで、児童が行方不明となる事態（事業所外の活動先、途中休憩のパーキングなどでの自動車の乗せ忘れ）を防止することもできますし、また、自動車から降りし忘れるなどの危険を防ぐことができます。

3 送迎車への安全装置の設置（児発・放デイ）

- ・ 児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合、当該自動車にブザーや、車内に取り残された児童の見落としを防止するための安全装置を装備しなければなりません。
- ・ 安全装置を装備する義務のある車両は、原則、座席が3列以上ある自動車です。

※令和6年4月以降、安全装置が装備できていない車両は、児童の送迎に使用することはできません。（代車など短期間の使用であっても×）



児童発達支援ガイドライン
放課後等デイサービスガイドライン
保育所等訪問支援ガイドライン
について

報酬請求における注意事項について

各事業ガイドラインの改定・策定

- ・令和6年7月、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドラインが改定され、保育所等訪問支援ガイドラインが新たに策定
- ・こども自身がウェルビーイングを主体的に実現することの視点をもってこども及びその家族にかかわることを基本とする。
そのための基本理念として → こども自身の意見を尊重し、こどもにとっての最善の利益が優先して考慮されること などの6つの理念が掲げられている。
- ・それぞれのサービスを提供する上で必要な支援の具体的内容や、個別支援計画を作成するために留意する事項などが記載されている。
- ・自己評価の評価表も改定され、自己評価の流れなども具体的に示された。

ガイドラインに基づいた個別支援計画

- ・個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達
の程度に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点
を踏まえて作成する。

- ・こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて「総合的な支援の方針」
を設定し、「長期目標」「短期目標」を定め、それを達成するための「支
援目標及び具体的な支援内容等」を設定する。

※集団療育を実施する場合であっても、「目標設定」は、**個々の児童ごと
にその発達状況や意向を踏まえて設定**すること。

- ・「支援の目標及び具体的な支援内容」には、**「本人支援」「家族支援」
「移行支援」について必ず記載**すること。

- ・個別支援計画策定後も、PDCAサイクルにより支援の適切な提供を進める
ため、継続的にこどもの状況を把握し、見直しを行う。

- ・作成や見直しをした個別支援計画は、相談支援事業所へ交付する。



手 順	保護者等による評価の実施	従業員による評価の実施
ステップ①	○ 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケート調査を行う。回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。 ○ 保護者評価は、客観的視点による評価として自己評価の際に活用すべきデータであるため、回答率の向上に努めることが望ましい。	○ 事業者の従業員が「事業者向け自己評価表」を活用して従業員評価を行う。その際には、「はい」「いいえ」などに評価をチェックするだけでなく、各項目について、「課題は何か」「工夫している点は何か」等についても記入する。 ○ 従業員評価は、できる限り全従業員から提出を求めることが望ましい。
ステップ②	※ 保育所等訪問支援においては、「保護者評価」及び「従業員評価」に加え、「訪問先施設評価」を実施 事業所全体による自己評価（課題等の把握・分析含む） ○ 保護者評価及び従業員評価の結果を踏まえて、事業所全体で各項目ごとに自己評価を実施する。実施の際には、管理者等一部の者で自己評価を行うのではなく、ミーティング等の機会を通じて、従業員同士で意見交換を行いながら自己評価を行うとともに、課題や改善が必要な事項の把握と共有（認識のすり合わせ）を行う等、全従業員による共通理解の下で取組を進めていくことが望ましい。 ○ 全ての項目について自己評価結果を行ったのち、その結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。 ○ 保護者評価は、客観的視点による評価であることから、事業所全体で自己評価及び分析を行う際には、保護者評価の結果も十分に活用し、事業所の提供している支援等が、利用者側から見てニーズに応じたものになっているのかという視点も考慮して自己評価等を行うことが重要である。	
ステップ③	改善・充実にに向けた検討 ○ 事業所全体の自己評価や整理した事業所の強み・弱み等の分析の結果を踏まえて、改善・充実にに向けた今後の具体的な見通しや改善・充実にに向けた具体的取組を検討・整理する。ここで検討・整理された取組等は、改善・充実に向けて、日々の支援等へ反映されるべきものであることから、ミーティング等の機会を通じて、従業員同士で意見交換を行いながら検討・整理を進めていくことが望ましい。	
ステップ④	自己評価結果等の公表 ○ 自己評価結果については、「はい」「いいえ」の集計結果を公表することが趣旨ではなく、自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下で、事業所の強みや弱み等の分析や、課題の改善やさらなる充実にに向けた取組を進めていきながら、事業所の質の向上を図っていく点が重要である。その観点も踏まえて、インターネットその他の方法による公表や保護者等にフィードバックをする必要があることに留意すること。	
ステップ⑤	支援の改善に向けた取組等 ○ 改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえて、日々の支援等への反映を行っていく。	

支援プログラムの作成及び公表について

(児発・放デイ・居宅訪問型)

- ・令和6年度の改定により、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした支援の実施に計画（支援プログラム）の作成及び公表が義務付けられた。
 - ・記載内容は、事業所の基本情報に関する6項目、支援内容に関する6項目の合計12項目を網羅したものとすること。
 - ・作成した支援プログラムは、事業所のホームページに掲載するなど、広く公表すること。
 - ・公表方法及び公表内容に係る届出については、別途通知予定。
- ※令和7年4月以降に未届けの事業者には、支援プログラム未公表減算が適用されます。

→プログラムのひな形の一例

〇〇事業所 支援プログラム				
法人の支援理念:				
支援方針:				
営業時間	平日	時から	時まで	送迎実施の有無
	休日・長期休暇	時から	時まで	有・無
支 援 内 容				
項目	未就学	小学生	中学生	
健康・生活 (本人支援)				
運動・感覚 (本人支援)				
認知・行動 (本人支援)				
言語・コミュニケーション (本人支援)				
人間関係・社会性 (本人支援)				
地域支援・地域連携				
移行支援				
家族支援				
職員の質の向上				
主な行事				

報酬請求における主な注意事項について

- ・基本報酬の算定に関すること
- ・身体拘束等廃止未実施減算について
- ・虐待防止措置未実施減算について
- ・情報公表未報告減算について
- ・業務継続計画未策定減算について
- ・児童指導員等加配加算について
- ・専門的支援体制加算について
- ・専門的支援実施加算について
- ・家族支援加算について
- ・子育てサポート加算について
- ・延長支援加算について
- ・訪問支援員特別加算について

※時間の都合上、**要点を絞って**お伝えしていますので、詳細な要件等は、各自、報酬告示、留意事項通知、Q & Aを確認してください。

※各加算の算定に当たっては、適切な記録が必要になります。

基本報酬の算定に関すること（児発・放）

- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービスにおいては、主として重症心身障害児に対して行う事業所を除き、サービス提供時間に応じた報酬を算定します。

- ・ 「サービス提供時間」とは、現にサービスを提供に要した時間ではなく、サービスを行うのに要する標準的な時間として、あらかじめ個別支援計画に定めた時間となります。

時間区分 1：30分以上 1 時間30分以下 時間区分 2：1 時間30分を超えて 3 時間以下

時間区分 3：3 時間を超えて 5 時間以下（放デイの時間区分 3 は、学校休業日のみ算定可能）

【サービス提供時間として定めた時間と、実時間が相違する場合の取扱い】

- ・ 事業所の都合により支援が短縮された場合は、現にサービス提供に要した時間による算定をする。
- ・ 児童の体調や保護者の都合、また、警報級の悪天候のため、利用時間を短縮する場合などの場合は、あらかじめ定められたサービス提供時間による算定をする。
- ・ 児童発達支援管理責任者が不在で個別支援計画未作成の場合や、予定がなかった日に支援を提供するなど個別支援計画にサービス提供時間が定められていない場合は、30分以上 1 時間30分以下の区分で算定する。（予定がなかった日に急遽利用をする場合があることを想定し、個別支援計画にその旨を特記している場合は、予定時間での算定が可能）

※基本報酬とは連動しないが、主として重症心身障害児を通わせる事業所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援においても、個別支援計画に支援の提供時間を定めること。

身体拘束等廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算

【身体拘束等廃止未実施減算】（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）

- ・ 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合に適用される。
→(1)身体拘束をやむを得ず行った場合の記録が行われていない場合や、一連の手続きが適切になされていない場合 (2)身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催していない場合 (3)身体拘束等の適正化のための指針が整備されていない場合 (4)身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合

【虐待防止措置未実施減算】（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）

- ・ 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合に適用される。
→(1)虐待防止委員会を定期的を開催していない場合 (2)虐待の防止のための研修を定期的を実施していない場合 (3)虐待防止措置（(1)又は(2)の取組）を適切に実施するための担当者を配置していない場合

業務継続計画未策定減算

【業務継続計画未策定減算】（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）

- ・ 業務継続計画の策定等の取組みが適切に行われていない場合に適用される。
 - (1) 業務継続計画の策定（感染症・非常災害）
 - (2) 従業者に対し、業務家統計画の内容を周知するとともに、年1回以上の研修及び訓練の双方を実施する。
 - (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。
- ・ 令和7年3月31日までの間は、(1)及び(2)についての経過措置あり。
 - (1) 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援については、減算の対象外
 - (2) 児童発達支援・放課後等デイサービスについては、感染症の予防及びまん延の防止のための指針・非常災害計画を策定することで減算の対象外

児童指導員等加配加算

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおいて、サービス提供時間帯を通じて直接支援に当たる者を常勤専従又は常勤換算で1以上配置した場合に加算する。

加配職員	常勤専従		常勤換算	
児童指導員等	経験5年以上	経験5年未満	経験5年以上	経験5年未満
その他従業者	常勤換算			

児童指導員等とは・・・児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員、強度行動障害養成研修（基礎）修了者、視覚障害児支援担当職員（研修修了者）をいいます。

経験年数・・・児童福祉事業（幼稚園・特別支援学校・特別支援学級・通級による指導に従事した経験を含む）に従事した経験年数をいいます。

【異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い】

- ・児童指導員等で経験年数5年以上の職員と、経験年数5年未満の職員とで常勤換算1以上となる場合は、経験年数5年未満の児童指導員等の区分で算定する。
- ・児童指導員等の職員と、その他従業者の職員とで常勤換算1以上となる場合は、その他従業者の区分で算定する。

専門的支援体制加算

【専門的支援体制加算】（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- ・事業所において、理学療法士等による支援が必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して障害児との関わり方に関する助言等の専門的な支援の強化を図るために、通常の基準人員（児童指導員加配加算を算定している場合は、加算対象人員を含む。）に加え、理学療法士等を常勤換算で1以上配置し、サービスを行った場合に算定する。
- ・理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（5年以上）、児童指導員（5年以上）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。
- ・保育士、児童指導員の5年以上の経験年数については、当該職種としての期間のみ算入することができる。→児童指導員等加配加算における経験年数の考え方と異なることに注意！！
- ・保育士、児童指導員の経験年数には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれません。
- ・個別支援計画が未策定である児童に対しては、加算できない。

専門的支援実施加算

【専門的支援実施加算】（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- ・理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置（常勤換算でなくともよく、基準人員や、加配職員として配置している人員によることも可能）するものとして届け出た事業所が算定することができる。【届出が必要】
- ・理学療法士等の定義は、専門的支援体制加算の定義と同じ。
- ・個別支援計画の内容を踏まえ、専門的な見地から5領域のうちの特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うために「専門的支援実施計画」を作成し、計画に基づいた支援を行うこと。また、障害児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じた計画の見直しを行うこと。
- ・専門的支援実施計画の策定時及び見直し時には、通所給付決定保護者及び利用児童に計画の内容を説明し、同意を得ること。
- ・専門的支援は、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で小集団（5人程度まで）による実施も可能である。また、支援の記録は、加算対象児童ごとに支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成すること。
- ・専門的支援の提供時間は、当該利用児童のサービス提供時間のうち、少なくとも30分以上確保すること。
- ・算定限度回数については、月12日未満の利用の場合は、限度回数4回/月
月12日以上の利用の場合は、限度回数6回/月

家族支援加算

【家族支援加算】（児発・放デイ・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）

(1) 家族支援加算Ⅰ（個別の相談援助）

ア 居宅を訪問 イ 事業所内 ウ テレビ電話装置等のオンライン
の方法によりあらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て通所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定する。（月に4回まで）
※突発的に生じた相談は、対象外となる。

(2) 家族支援加算Ⅱ（グループの相談援助）

ア 事業所内 イ テレビ電話装置等のオンライン
の方法によりあらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て通所支援計画に位置付けた上で計画的に、障害児の子育てや生活に関する必要な相談援助を行った場合に算定する。（月に4回まで）

グループの相談援助は、ペアレントトレーニングや、保護者同士のピアの取組の実施によることが想定されているため、トレーニングの知識や家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。

家族支援加算ⅠとⅡは、同一日において算定可能。また、各事業のサービス提供日以外に実施した場合も算定可能（居宅訪問型児童発達支援においては、居宅訪問のサービス提供日以外に限り算定）。

子育てサポート加算

【子育てサポート加算】（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- ・障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族等に対して、障害児への指定児童発達支援（放課後等デイサービス）とあわせて、障害児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に、算定する。（月に4回まで）

- ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で個別支援計画に位置付けて計画的に実施する。
- ・利用児童のサービス提供時間帯を通じて、家族等が直接、支援場面の観察や参加等を行うこと。ただし、家族等が直接同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により支援場面を観察しながら、障害児に支援を提供する従業者とは異なる従業者が相談援助等を行うことも可能。

- ・それぞれの障害児及び家族等の状態に応じて、当該障害児及び家族等と支援を行う者との協働して取り組むことが重要であることから、支援場面の観察等の場面において一方的に説明や指示を行ったり、複数の家族等に一斉に指示、報告するのではなく、個々の障害児の状況や支援内容に関する説明、相談対応を行うなど、丁寧な支援を行うこと。

- ・複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合は、それぞれの家族等の状態に応じた個々の支援が可能な体制を確保すること。また、1人の従業者について、最大5世帯までを基本とする。

- ・子育てサポート加算を算定する時間帯の相談援助については、家族支援加算との併算定はできない。

延長支援加算

【延長支援加算】（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- ・基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算が見直され、一定の時間区分を超えた時間帯の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として評価されます。

- ・延長支援加算の算定に当たっては、障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画に位置付けて行うものであること。

なお、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。また、急な延長支援を行う状況が継続する場合は、個別支援計画の見直しが必要。

- ・延長支援時間は、1時間以上で設定すること。（送迎時間は含まれない。）
- ・延長支援時間における障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者の配置が必要（1人以上は基準上配置が必要な従業者とする。）

訪問支援員特別加算

【訪問支援員特別加算】（保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）

(1)訪問支援員特別加算 I

(2)訪問支援員特別加算 II ※ I・IIは、加算対象職員の実務経験年数の違い

・ I・II どちらの加算も、保育士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、看護職員の場合、資格取得後に障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事する期間の実務経験が必要。

→児童福祉事業に従事していた期間ではないことに注意する。

→資格取得前の期間は含まれないことに注意する。

・ 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員の場合は、当該職種として配置された日以後の従事期間の実務経験が必要。

・ 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援ともに、サービス提供時間を通じて当該加算対象職員が支援を実施する必要がある。

虐待防止への取り組み（障害者虐待防止法関係）

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律】

（平成24年10月 1 日施行）

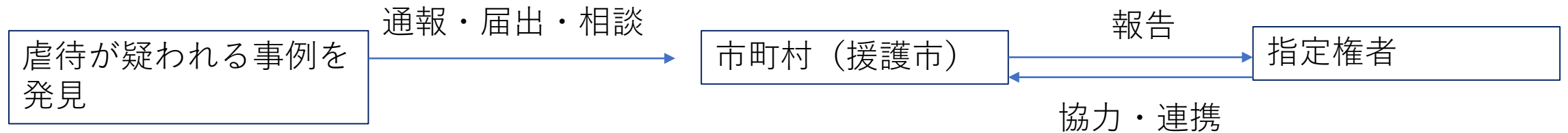
- ・対象となる障害者とは・・・障害者手帳を取得していない者も含まれ、また、18歳未満の児童も対象
- ・この法律の中で、「施設従事者等による障害者（児）虐待」についても規定があり、障害児通所支援事業者も含まれる。

【虐待の種類の 5 類型】

- ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄・放置
⑤経済的虐待

施設従事者による虐待では、心理的虐待が最も多い。

虐待防止法に基づく報告等



・虐待が疑われる事例を発見しても市町村に通報や相談をしない背景→①虐待が疑われる事例があったが、隠そうとしたため。

②施設・事業所として「虐待ではない」と判断したため。など

・「虐待があったのかどうか」は、通報等を受け、市町村が調査した結果、決定される。

※虐待が疑われる事例を発見したときは、必ず援護市に報告、相談等をしてください。

今年は、報酬改定や制度改正が多く、こども家庭庁からも多くの通知が発出されています。
詳細な内容や、通知文書、各事業のガイドライン等については、こども家庭庁のホームページをご参照ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/>
(こども家庭庁 障害児施策のページ)

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>
(こども家庭庁 令和6年報酬改定のページ)

本日は、御多忙の中、お越しいただき、ありがとうございました。